

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例(平成17年霧島市条例第272号)の一部を次のように改正する。

別表第9の1の表中「220円」を「230円」に、「5円」を「6円」に改める。

別表第9の2の表中「150円」を「160円」に、「50円」を「60円」に、「40円」を「50円」に、「100円」を「120円」に、「80円」を「100円」に、「220円」を「230円」に、「440円」を「460円」に、「110円」を「120円」に改める。

別表第9の2の(イ)の表中

「

990円	2,970円
500円	
3,960円	11,880円
620円	1,860円
310円	
2,480円	7,440円
130円	—
70円	—
	80円
440円	1,320円
220円	
100円	

50円	—
250円	—
130円	—
600円	1,800円
300円	—
600円	1,800円
300円	900円
300円	—
160円	—

」を

「

1,170円	3,510円
590円	
4,680円	14,040円
740円	2,220円
370円	
2,960円	8,880円
160円	—
80円	—
90円	
520円	1,560円
260円	
110円	—
60円	—
300円	—
150円	
670円	2,010円
340円	—
720円	2,160円
360円	1,080円
360円	—
180円	—

」に改める。

別表第9の2の(ウ)の表中「210円」を「220円」に、「630円」を「660円」に改める。

別表第9の2の(エ)の表中「210円」を「220円」に、「630円」を「660円」に、「200円」を「240円」に、「100円」を「120円」に、「300円」を「360円」に、「900円」を「1,080円」に改める。

別表第9の2の(オ)の表中

「

220円
440円
880円
1,760円
1,320円
2,640円
5,280円
150円
150円
70円
40円
120円
60円
220円
110円
70円
40円

」を

「

240円
480円
960円
1,920円
1,440円
2,880円
5,760円
160円
160円

80円
40円
120円
60円
240円
120円
80円
40円

」に改め、同表の備考の6中「150円」を「160円」に改め

る。

別表第9の2の(カ)の表中「300円」を「360円」に、「900円」を「1,080円」に、「210円」を「220円」に、「630円」を「660円」に、「250円」を「300円」に、「130円」を「150円」に改める。

別表第9の2の(キ)の表ナイター施設の項単位の欄中「1,550円」を「1,580円」に改め、同表中

「

310円
520円
210円
110円
110円
2,060円
1,550円
110円
510円
1,030円
1,030円
2,060円
110円

」を

「

320円
530円
210円

110円
110円
2,470円
1,580円
120円
530円
1,050円
1,050円
2,100円
130円

」に改める。

別表第9の2の(ク)の表中

「

1時間につき160円
1時間につき90円
1時間につき300円
1時間につき160円
1ラウンドにつき250円 1日につき500円 回数券12枚つづり2,500円
1ラウンドにつき130円 1日につき250円 回数券12枚つづり1,300円
1時間につき1,200円
1時間につき600円
1時間につき400円
1時間につき200円

」を

「

1時間につき200円
1時間につき100円
1時間につき360円
1時間につき180円

1ラウンドにつき260円 1日につき520円 回数券12枚つづり2,600円
1ラウンドにつき130円 1日につき260円 回数券12枚つづり1,300円
1時間につき1,440円
1時間につき720円
1時間につき480円
1時間につき240円

」に改め、同表の備考の3中「110円」を「120円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第9の2の(ケ)の表中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「6,160円」を「6,280円」に、「8,000円」を「8,150円」に、「160円」を「170円」に、「320円」を「330円」に、「870円」を「890円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「700円」を「720円」に、「350円」を「360円」に、「21円」を「25円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。